

東北町スマート農業関連資格取得事業補助金交付要綱

令和2年9月11日制定

(趣旨)

第1条 東北町スマート農業関連資格取得事業（以下「補助事業」という。）の実施に当たっては、東北町スマート農業関連資格取得事業補助金実施要綱（令和2年9月11日付け東北農水第368号）に定めるものとし、その交付については、東北町補助金等交付規則（平成17年3月31日東北町規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助事業の対象者は、東北町に住所を有し、町税等の滞納がない農林水産業を営む個人又は法人。なお、水産業者については、漁業組合の正組合員であるものとする。

(補助対象経費及び補助額)

第3条 補助対象経費は、マルチローターの操縦者育成のための講習（国土交通省航空局の公表する「無人航空機の操縦者に対する講習等を実施する団体」が実施する講習に限る。）に係る経費のうち、消費税及び地方消費税の額を除いた額とする。

2 前項の経費に対する補助額は、当該所要経費の2分の1に相当する額（千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）とし、1人当たり100千円を上限とする。ただし、1経営体につき、累計で2名までに限る。

(事業計画承認申請)

第4条 補助事業を実施しようとする者は、計画承認申請書（第1号様式）に町長が必要と認める書類を添付し、あらかじめ提出しなければならない。

2 町長は、計画承認申請書の提出があった申請者に対し、計画の承認について可否を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(補助金交付申請)

第5条 補助事業の交付申請をしようとする者は、補助金交付申請書（第2号様式）に町長が必要と認める書類を添付し、提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 町長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査をし、補助金の交付することが適当であると認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 町長は、前項の場合において、適正な補助金の交付を行うために必要があると認められるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることが出来る。

(補助金交付の条件)

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業について、事業費の30%を超える増減が生じた場合において、事業変更承認申請(第3号様式)を町長に提出しその承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、もしくは廃止する場合において、事業中止承認申請書(第3号様式)を町長に提出しその承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はこれらの遂行が困難となった場合において、速やかに事業遅延届出(第4号様式)を町長に提出し、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業実施年度の翌年度において、補助事業の成果について報告書(第5号様式)を作成し、町長より報告が求められた場合は速やかに提出しなければならない。

(決定の通知)

第8条 町長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を当該補助金の交付を申請した補助対象者に通知するものとする。

(申請の取下げの期日)

第9条 規則第7条の規定による補助金の交付申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から15日以内までとする。

(事前着手届)

第10条 交付決定の前に着手する場合にあっては、その理由を明記した事前着手届(第6号様式)を町長へ提出するものとし、交付の決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにしたうえで行うものとする。

(実績報告)

第11条 規則第10条の規定による報告は、補助事業の完了の日(補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日)から起算して30日以内又は令和3年3月31日のいずれか早い期日までに実績報告書(第7号様式)に町長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

(補助金の交付方法)

第12条 補助金は、精算払で交付する。

(補助金の請求)

第13条 補助金の請求は、補助金交付請求書(第8号様式)を町長に提出して行うものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第 14 条 補助事業者が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく町長の指示若しくは命令に違反したときは、当該補助金の交付の決定を取り消すことがある。

(補助金の返還)

第 15 条 町長は前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期間を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は令和 2 年 9 月 1 1 日から施行する。